

少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書

指定数量の5分の1以上（個人の場合は指定数量の2分の1以上）、指定数量未満の危険物を廃止する場合及び指定数量以上の指定可燃物を廃止する場合で一定数量以上のものは、届出書2部を消防長に届出なければなりません。

提出書類	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書（別記様式第18号） 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書（別記様式第18号）【記載例】
提出時期	廃止後、遅滞なく
提出者	貯蔵、又は取り扱っていた者
受付窓口	少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っていた場所の所轄消防署、支署、出張所（分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
注意事項	提出部数は2部です。
根拠法令	西胆振行政事務組合火災予防条例第53条第2項 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

別記様式第 18 号 (第 10 条関係)

少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日				
西胆振行政事務組合消防本部 消防長 様				
届出者 住所 <u>伊達市〇〇町〇〇番地〇〇</u>				
氏名 <u>〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</u> (電話 〇〇-〇〇〇〇)				
貯蔵又は取扱 場所	地名及び地番	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇		
	名称	〇〇〇株式会社		
類、品名及び最大 数	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
	第4類	第2石油類 灯油	4900	500
廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
廃止の理由	建物解体のため			
その他必要事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。